

キャッシュカード出金限度額の一部引下げについて

～ 「特殊詐欺」被害からお客様をお守りするために ～

いつも、青梅信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客様宅へ訪問して言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを詐取してATMから現金を引き出すという犯罪が多発しております。

当金庫では、平成29年10月より70歳以上のお客様のうち、過去3年以上ATMでのキャッシュカードによる出金をご利用されることがないお客様を対象に1日当たりの出金限度額を50万円から10万円に引下げさせて頂いておりますが、更なるお客様の保護として、対象となるお客様の条件を下記により拡大させていただきます。

お客様には、大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上のお客様のうち、過去3年間にATMでキャッシュカードによる出金をご利用されることがない、または、1日のATM出金額が10万円以下のお客様。

2. 出金制限内容

キャッシュカードによる1日当たりのATMの出金限度額を50万円から10万円に減額させていただきます。

3. 利用制限の開始日

平成30年4月2日（月）より（※順次対応いたします）

4. その他

対象となるお客様で、キャッシュカードの出金限度額の引上げをご希望のお客様は、平日の営業時間内（9：00～15：00）にご本人確認資料・キャッシュカード・ご印鑑をご持参の上、窓口へお申し出下さい。

また、上記の対象となるお客様以外でキャッシュカードの出金限度額変更をご希望のお客様につきましても窓口にお申し出下さい。



地域との共生

青梅信用金庫